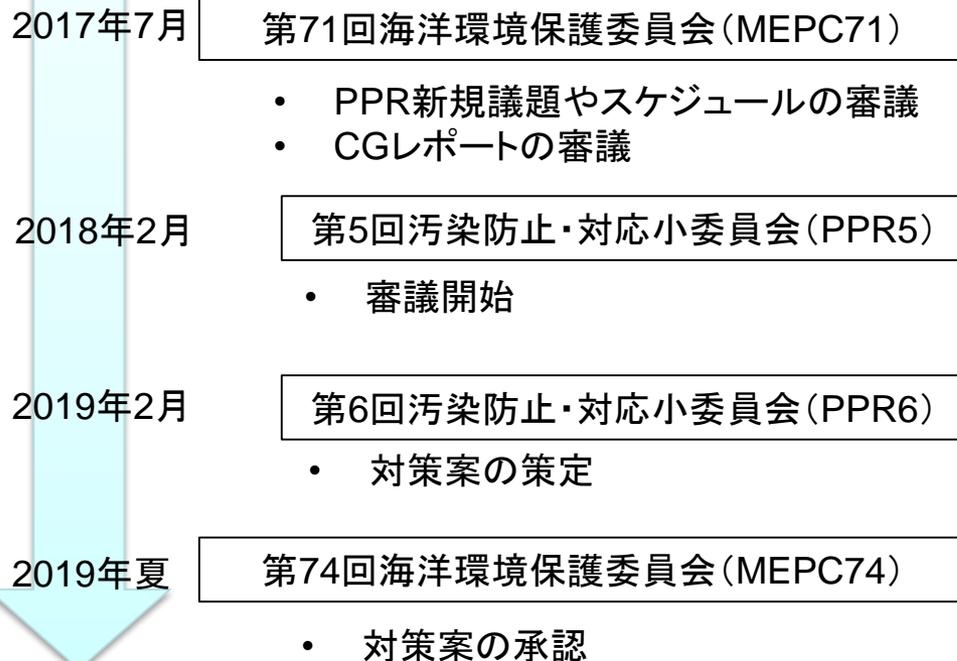


不正防止対策に向けた国際的対応

- 基準に適合しない安価な高硫黄燃料油を使用或いは流通させるなどの不正行為が横行すれば、適正にルールを守る事業者との間で不当に競争条件が歪められることから、**非適合燃料の使用や流通等における不正の国際的な防止対策の強化**が必要。
- 2017年7月の第71回海洋環境保護委員会 (MEPC71) において、不正行為の防止対策について、**汚染防止・対応小委員会 (PPR) の新規議題やそのスケジュールが審議**される予定。
 (参考) MEPC71 においては、米国がコーディネートした船用燃料油に関する検討グループレポートも審議予定。同レポートの内容は、船用燃料油品質確保に関し、(1) 船社が船用燃料品質を確保するためのベストプラクティス案、及び(2) 各国政府が燃料供給事業者等を適正に管理するためのベストプラクティス案。

【想定スケジュール】



提案

【日本の対応の検討】

想定される不正行為の整理

例)

- 供給側の不正により船社は意図せず違反燃料を購入し使用。
- 入港国検査 (PSC) に備えて入港直前に使用燃料を違反燃料から適合燃料へ切替えたり、スクラバーを稼働させる。

↓ 対応案の検討

例)

- 燃料油サンプリング・燃料油供給証明書 (BDN) の確認強化
- スクラバー稼働記録の確認強化
- 違反燃料供給者に関する情報共有 等

※海運業界等の意見を踏まえ、日本提案として取りまとめの上、2017年11月上旬までにIMOに提出。